

土佐茶消費拡大事業委託業務仕様書

第1 業務の名称

土佐茶消費拡大事業委託業務

第2 業務の目的

県内量販店において、消費者に対し土佐茶の水出し茶（以下「水出し茶」という。）のPR活動を実施し、県内における土佐茶の消費拡大に資することを目的とする。

第3 業務委託期間

契約締結日から令和5年2月29日

第4 見積限度額

2,600千円（消費税額及び地方消費税を含む）

第5 業務内容

1 県内量販店での水出し茶のPR業務

県内の量販店において水出し茶の試飲等を行い、消費拡大に繋がるPR活動を実施すること。

（1）概要

1回あたり1日6時間の試飲等の活動を延べ100回実施する。

（2）活動内容

- ・水出し茶の試飲
- ・美味しい水出し茶の飲み方提案
- ・その他消費拡大に繋がるPR活動

（3）実施店舗の選定

- ・消費の拡大が期待できる居住人口の多い市町村にある量販店を優先して実施すること。

（4）留意事項

- ・試飲には当該店舗内で販売している茶葉等を使用すること。
- ・実施に当たっては管轄保健所の指導を仰ぎ、衛生管理に十分配慮すること。

2 効果測定

土佐茶の消費拡大効果を測るため、事業実施前、実施日、実施後での店舗における土佐茶売上高について、店舗に聞き取り調査を実施すること。

第6 実施体制

本委託業務の実施にあたっては、責任者、連絡窓口担当者を明確にし、業務が円滑に実施できる体制を確保すること。

第7 業務計画書

本委託業務の受託後、実施店舗及びスケジュールを整理した業務計画書を提出し、委託者の確認を受けること。

第8 業務の実績報告

本業務が終了したときは、業務完了報告書を作成し、土佐茶振興協議会に提出すること。

なお、業務完了報告書に記載する内容については次のとおりとし、データはCDまたはDVDに記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名をつけること。(提出時にはウイルスチェックを実施すること)

- 1 業務概要
- 2 実施日時、実施店舗（市町村名）、実施回ごとの試飲人数、使用した茶商品名
- 3 試飲実施時の消費者の反応
- 4 代表的な実施状況の写真
- 5 打ち合わせ記録簿（打ち合わせを実施した場合）
- 6 事業実施前と実施日及び実施後の土佐茶の売上高について

第9 個人情報の保護について

受託者は、本業務に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間に関わらず決して第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

第10 その他の留意事項

- 1 本委託業務の遂行にあたっては、土佐茶の特徴・強みを理解したうえで、第2に掲げる「業務の目的」に沿って実施すること。
- 2 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と十分な調整を行うこと。
- 3 本業務を円滑に遂行するため、委託者は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- 4 本業務の成果物に関する著作権は、全て土佐茶振興協議会に帰属するものとする。また、制作物の作成にあたっては、他者の権利を侵害することのないよう十分に留意することとし、万一、トラブルが発生した場合には受託者の責任において対応することとする。
- 5 本事業の遂行に必要な経費は、すべて委託金額に含まれるものとする。